



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	川島富士雄教授のコメントに対する返答：中国競争法を決定する政治社会関係及び国際関係
Author(s)	王，曉曄；韓，巍//訳
Citation	新世代法政策学研究，17，291-292
Issue Date	2012-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49990
Type	other
File Information	HJNGLP017_016.pdf



川島富士雄教授のコメントに対する返答： 中国競争法を決定する政治社会関係及び国際関係

王 曉 曄
韓 巍（訳）

中国の反壟断法は、中国市場経済秩序と競争秩序を維持し保護する基本的な法制度であり、中国経済体制改革の産物であると思われる。即ち、日本とは異なり、中国の反壟断法は外国勢力が中国に押し付けたものではない。中国は、30年間の計画経済を経験したが、計画経済に競争が乏しかったため、企業の生産効率が低下し、国の経済が疲弊して人々の生活需要が充足されないという結果をもたらした。このような状況で、国の上層部の政策決定者、特に鄧小平同志は、中国の経済体制に改革が必要であることを深く認識し、中国の経済における生活需要に競争を導入した。即ち、中国の反壟断法は、中国経済体制が計画経済から市場経済に変わる内在的な要求により制定・公布されたものである。

無論、中国の反壟断法の制定は国際的な動向に順応したものである。前世紀80年代末ベルリンの壁崩壊に伴い、旧ソ連東欧各国を含めた世界各国の経済政策の支配的潮流は反壟断であり、規制緩和と民営化であった。即ち、国の経済生活に競争メカニズムを導入することであった。中国反壟断法の制定と公布は、相当の程度にこのような潮流に影響されたと思う。しかし、上述の国際的な影響があったとしても、中国の国内要因が中国反壟断法の制定と公布の決定的な原因であることにはかわりはない。

国家発展改革委員会（以下、「発改委」とする。）が調査した中国電信と中国聯通の事案については、勿論、反壟断法の執行機関としての発改委が、中国電信と中国聯通の違反行為に関する通報を受けており、その内容は、

彼らはブロードバンドのインターネット接続事業の市場独占者であり、濫用行為を行なっているというものであった。中国反壟断法の執行機関がこの事案を調査するのは職責であり、国際社会に見せるパフォーマンスではない。中国政府はこの事案につき、パフォーマンスを行う必要がないと思われる。無論、発改委がこの事案を解決する過程においては、様々な圧力を受けることが想像される。